平成２１年（フ）第８５号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5401番地１　ドミールコムロ105
破産者　上原　　幸
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４２号
埼玉県加須市水深783番地９、住民票上の住所さいたま市北区日進町２丁目４番地１　ベリーナフォート大宮806
破産者　白井　徹人
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８１号
埼玉県上尾市谷津１丁目９番７号　ＫＭコーポ202、破産手続開始時の住所埼玉県上尾市大字小敷谷791番地２
破産者　宍戸　照佳
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
さいたま市桜区大字上大久保655番地３　コーポ寿201、旧住所さいたま市桜区中島２丁目14番１号
破産者　向井　光子
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３３４９号
横浜市金沢区富岡西７丁目８番４号、開始決定時の住所横浜市金沢区能見台東13番６―503号
破産者　松尾麻紀子
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３号
横浜市瀬谷区本郷３丁目32番地の10
破産者　齋藤　雅之
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１９号
横浜市鶴見区生麦３丁目16番24―404号
破産者　小田島浩三
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９２号
広島県広島市中区羽衣町11番22―303号、破産手続開始決定時の住所石川県七尾市万行町76部１番地の２
破産者　春木　英孝
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第４６号
長野県上伊那郡箕輪町大字三日町944番地３　方書．セントラルコーポ202、前住所長野県岡谷市長地梨久保２丁目22番８号
破産者　五十嵐伸吾
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２０年（フ）第８７３号
静岡県焼津市五ヶ堀之内958―４、旧住所静岡県焼津市本中根517番地の１
破産者　柳川　和範
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７０号
滋賀県彦根市大藪町2285番地
破産者　柏原　　純
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第４１４７号
大阪府八尾市跡部本町３丁目４番21号
破産者　水上　英光
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６６７号
大阪市住吉区苅田９―14―７―1001、住民票上の住所大阪市住吉区清水丘２丁目10番31号
破産者　髙戸　正博
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８７８号
大阪市此花区高見１丁目３番33―1107号
破産者　平井　修一
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３６９号
大阪府八尾市東山本新町６丁目６番８号
破産者　谷川　真也
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８９７号
大阪府茨木市上泉町５番17号
破産者　野田　征夫
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８９８号
大阪府茨木市上泉町５番17号
破産者　野田　真史
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２００号
大阪府和泉市和気町２丁目３番４号サザンパークＧ棟507号室坂本章子方、開始決定時の住所大阪市港区築港４丁目９番11号
破産者　姫田　克人
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５５３号
大阪市福島区鷺洲１丁目７―30　講武ビル４階７号、住民票上の住所大阪市福島区鷺洲３丁目１番３―401号
破産者　平井　祥子
１　決定年月日　平成22年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部